

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案 (平成27年4月17日参議院可決、平成27年6月24日現在衆議院にて審議中)



新卒求人 企業に情報提供を義務づけ、「ブラック企業」を排除へ

【法案の概要】

(1) 情報提供の義務化(平成28年3月1日施行)

新卒者の募集を行う企業に対し、企業の規模に関係なく情報の提供を義務化・努力義務化。

①応募者等から求めがあった場合は、次の3類型について1つ以上の情報提供を行わなければならない。

(ア) 募集・採用に関する状況

(イ) 労働時間等に関する状況

(ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況

②企業側が幅広い情報を提供することを努力義務とする。



(2) 新卒者の求人申込みの不受理(平成28年3月1日施行)

ハローワークは求人者が学卒者であることを条件とした求人の申込みをする際は、その求人者(企業・事業所など)が労働に関する法律の規定等に違反し、法律に基づく処分などを受けた場合は、その申込みを受理しないことができる。

(3) 優良中小企業の認定制度の創設(平成27年10月1日施行)

厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。



■労働基準法など「労働に関する法律の規定等」に違反し処分を受けた企業は新卒採用に関してハローワークに求人票を出せなくなる可能性があります。

■優良中小企業の認定を受けることによって、商品又は役務の広告、取引の書類に厚生労働大臣の定める表示を付けることができ、イメージアップにつながります。

資料 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-26.pdf>